

伊勢原市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市内の空家等の情報を市内外に発信することにより流通を促進し、空家等の増加抑制及び特定空家等の発生予防を図るため、伊勢原市空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却、賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家バンク 空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申請を受けて登録した情報を必要と認める範囲で公開し、空家等の利用を希望する者に対し、情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(対象空家)

第4条 空き家バンクへの登録の対象とする空家等（以下「対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 人の居住の用に供したことがあり、かつ、現に人が居住せず、又は使用していない空家等であること。

(申請の対象者)

第5条 空き家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象空家の所有者等
- (2) 伊勢原市暴力団排除条例（平成23年伊勢原市条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

(登録の申請)

第6条 空き家バンクに対象空家の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク登録カード（第2号様式）
- (2) 建物の登記事項証明書又は建物を所有していることが分かる書類の写し
- (3) 土地の登記事項証明書又は土地を所有していることが分かる書類の写し
- (4) 空き家バンク登録承認書（第3号様式）又は空き家バンクへの登録について所有者間で承認されていることが確認できるもの（区分所有、共有の建築物又は建

物と土地の所有者が異なる場合に限る。)

(5) 暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書（第4号様式）

(6) その他市長が必要と認めるもの

（登録費用）

第7条 空き家バンクへの登録に係る申請者の負担額は、無料とする。

（登録及び公開）

第8条 市長は、第6条の規定による登録の申請があった場合において、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、当該登録申請者及び空家等に関する事項を空き家バンクに登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（第5号様式）により登録申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録した対象空家（以下「登録空家」という。）の情報を全国版空き家バンクで公開するほか、適切な方法で公開するものとする。

4 市長は、登録空家の情報を管理するため、空き家バンク登録台帳を作成するものとする。

（登録事項の変更又は取消しの届出）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、契約が成立したとき又は当該空家の登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク登録取消届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録空家の登録を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書（第8号様式）により当該登録者に通知するものとする。

(1) 前条第2項の規定による空き家バンク登録取消届の提出があったとき。

(2) 登録空家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(3) 登録空家の売買、賃貸借の契約が成立したとき。

(4) 登録から2年を経過したとき。

(5) 登録事項に虚偽があったとき。

(6) 暴力団員であるとき。

(7) その他市長が適当でないと認めたとき。

（登録空家の利用申請）

第11条 登録空家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、登録空家利用希望申請書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、空き家バンク利用希望通知書（第10号様式）により当該登録空家に係る登録者に対しその旨を通知し、登録空

家通知書（第 1 1 号様式）により利用希望者に登録者の情報を通知する。

3 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録者の紹介は行わず、登録空家利用不決定通知書（第 1 2 号様式）により当該利用希望者に通知するものとする。

(1) 暴力団員であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が紹介することを適当でないと認めた者であるとき。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第 1 2 条 市長は、登録者と利用希望者との登録空家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

（委任）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 6 年 9 月 3 0 日告示第 1 3 0 号）

この告示は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

空き家バンク登録申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者）

住 所：

氏 名：

電 話：

伊勢原市空き家バンク実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。
申請に当たり、次に掲げる事項について対象空家の所有者等全員が同意します。

- 1 空き家バンク登録カードに記載された内容を広く一般に公開すること。
- 2 利用希望者に対し、必要な個人情報及び物件の情報を提供すること。
- 3 登録空家の売買等、契約交渉にかかわる全てについて、登録者と利用希望者の両者で行うこと。
- 4 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、登録者・利用希望者間で解決に当たり、市には責任を追及しないこと。
- 5 空き家バンクへの登録後も、引き続き登録空家を適切に管理すること。

備考

- 1 伊勢原市は、登録空家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しません。
- 2 申請に係る個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

空き家バンク登録カード

記入日 年 月 日

所有者等	ふりがな 氏名			
	電話番号		FAX	
	日中の連絡先		E-mail	
	住所	〒		
利用希望者との連絡方法		☐ 電話 ☐ E-mail ☐ その他（ ）		

所有者等の 希望条件	売買又は賃貸の別	☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ その他（ ）	
	希望金額	☐ 売却（ 円） ☐ 賃貸（ 円/月）	

物件の 所在地	伊勢原市								
物件概要	建築年月日	年 月 日 ☐ 不明							
	利用状況	年頃から空家（約 年経過） ☐ 不明							
	構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ RC造 ☐ その他（ ）							
	階数	☐ 平屋 ☐ 2階建 ☐ その他（ ）							
	用途	☐ 専用住宅 ☐ 店舗併用 ☐ その他（ ）							
	道路	☐ 車両進入可 ☐ 車両進入不可							
	敷地面積	m ²		建築面積	m ²		延べ面積	m ²	
	間取り	1階	☐ 和室（ 畳）（ 畳） ☐ 洋室（ 畳）（ 畳） ☐ 居間（ 畳） ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他（ ）						
2階		☐ 和室（ 畳）（ 畳） ☐ 洋室（ 畳）（ 畳） ☐ 居間（ 畳） ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他（ ）							
設備状況	電気	☐ 休止中 ☐ 廃止 ☐ その他（ ）							
	ガス	☐ 都市ガス ☐ プロパンガス ☐ その他（ ）							
	水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ その他（ ）							
	下水道	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他（ ）							
	トイレ	☐ 水洗 ☐ 汲み取り							
付帯施設	☐ 駐車場（ 台） ☐ 庭 ☐ 菜園 ☐ その他（ ）								
補修	要否	☐ 即使用可 ☐ 小規模改修が必要 ☐ 大規模改修が必要							
	費用負担	☐ 所有者負担 ☐ 入居者負担 ☐ その他（ ）							
主要施設 までの距離	☐ （ ）駅（ m）		☐ （ ）バス停（ m）		☐ スーパー（ m）				
	☐ 保育園・幼稚園（ m）		☐ （ ）小学校（ m）		☐ コンビニ（ m）				
特記事項	※抵当権等が設定されている場合及び相続登記の必要がある場合はその旨を記載してください。								

※太枠内の情報は、空き家バンク等には公開しません。

※空家等の利用希望者から申請があった場合は、太枠内の情報（住所を除く。）を利用希望者に通知します。

空き家バンク登録承認書

（承認者）

伊勢原市空き家バンクに登録申請することを承認します。

年 月 日

住 所：_____

氏 名：_____

権 原： 区分所有者 ・ 共有者 ・ 土地所有者 _____

年 月 日

住 所：_____

氏 名：_____

権 原： 区分所有者 ・ 共有者 ・ 土地所有者 _____

年 月 日

住 所：_____

氏 名：_____

権 原： 区分所有者 ・ 共有者 ・ 土地所有者 _____

（登録申請者）

住 所：_____

氏 名：_____

（申請物件）

所在地： 伊勢原市 _____

暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者）

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日 生

伊勢原市空き家バンクの申請又は利用に当たり、下記について確認・同意し、申請者が暴力団員に該当しないことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

記

- 1 申請者が、伊勢原市暴力団排除条例(平成23年伊勢原市条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団員である場合は、市長は、伊勢原市空き家バンクに係る申請を却下します。
- 2 空き家バンクへの物件登録後に、当該物件の登録申請者が暴力団員であることが判明した場合には、市長は、登録を取り消すものとします。

第 号
年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名 様

伊勢原市長

空き家バンク登録完了通知書

伊勢原市空き家バンク実施要綱第8条第2項の規定により、空き家バンクへの登録台帳に登録が完了したので通知します。

登録番号	第 一 号
所有者等	
所在地	
登録日	
有効期限	
備考	

- ※ 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。
- ※ 伊勢原市は、登録空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しません。
- ※ 申請に係る個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

空き家バンク登録事項変更届

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者）

住 所：

氏 名：

電 話：

伊勢原市空き家バンク実施要綱第9条の規定により、次のとおり届けます。

登録番号	第 一 号
所有者等	
所在地	
変更内容	
変更の理由	

※ 変更事項を反映した空き家バンク登録カード(第2号様式)等を添付すること。

空き家バンク登録取消届

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者）

住 所：

氏 名：

電 話：

伊勢原市空き家バンク実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり届けます。

登録番号	第 一 号
所有者等	
所在地	
取消しの理由	☐ 売買、賃貸借の契約が成立したため ☐ その他（以下に理由を記載）

第 号
年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名 様

伊勢原市長

空き家バンク登録取消通知書

伊勢原市空き家バンク実施要綱第 1 0 条の規定により、登録を取り消したので通知します。

登録番号	第 一 号
所有者等	
所在地	
取り消しの理由	

年 月 日

伊勢原市長 殿

登録空家利用希望申請書

伊勢原市空き家バンク実施要綱第11条の規定により、本人確認書類の写しを添えて次のとおり申請します。

希望物件番号				
--------	--	--	--	--

利用希望 申請者	ふりがな 氏名			
	電話番号		FAX	
	日中の連絡先		E-mail	
	住所	〒		
登録者との連絡方法		☐ 電話 ☐ E-mail ☐ その他（ ）		

- 1 同意事項
- 紹介を希望する登録空家の登録者（所有者）に対して、上記太枠内の情報を提供することについて同意します。
- 2 誓約事項
- (1) 記載内容に偽りはありません。

(2) 登録者との交渉及び契約には誠意をもって望み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たります。

(3) 登録空家紹介希望申請を通じて得られた情報については、空き家バンク制度の目的に沿って利用し、決してほかの目的に利用しません。
- 3 本人確認書類として次に掲げる書類のいずれかを提示、又は写しを添付のこと。
- ・運転免許証

・旅券（パスポート）

・マイナンバーカード（個人番号カード）

・その他、これらに類するものとして市長が認めるもの
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- ・暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

第 号
年 月 日

（登録者）

住 所

氏 名 様

伊勢原市長

空き家バンク利用希望通知書

伊勢原市空き家バンク実施要綱第11条第1項に規定する空き家バンクへの利用希望申請があったので、次のとおり通知します。

利用希望物件 登録番号	第 一 号
利用希望申請者	
連絡先	
備考	

- ※ 伊勢原市は、登録空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しません。
- ※ 利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって望み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たってください。

第 号
年 月 日

（利用希望者）

住 所

氏 名 様

伊勢原市長

登録空家通知書

年 月 日付けで申請のあった登録空家利用希望申請書について、伊勢原市空き家バンク実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

対象空家 登録番号	第 一 号
登録者	
連絡先	
備考	

- ※ 伊勢原市は、登録空家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しません。
- ※ 利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって望み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たってください。

第 号
年 月 日

（利用希望者）

住 所

氏 名 様

伊勢原市長

登録空家利用不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった登録空家利用希望申請書について、伊勢原市空き家バンク実施要綱第 1 1 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

対象空家 登録番号	第 一 号
紹介可否	伊勢原市空き家バンク実施要綱第 1 1 条第 3 項の規定により紹介は 行いません。
紹介不可の理由	伊勢原市空き家バンク実施要綱第 1 1 条第 3 項第 号に規定する者 のため
備考	